

第 789 回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和 7 年 9 月 9 日（火）11 時 00 分～

2. 場 所 横浜税関 本関 7 階 大会議室

3. 議 題

【議題 1】「輸入申告項目の追加（令和 7 年 10 月 12 日施行）について」【資料 1】【資料 2】
（業務部 通関総括第 1 部門 高堀 統括審査官）

【議題 2】「欧州連合協定及び日英協定に基づくホエイに係るセーフガードの発動について」
【資料 3】【資料 4】

【議題 3】「中国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する不当廉売関税の課税期間
満了について」【資料 5】
（業務部 通関総括第 3 部門 山本 統括審査官）

【議題 4】「上半期における知財侵害物品の差止状況（公表）のお知らせ」【資料 6】
（業務部 土井 知的財産調査官）

【議題 5】「包括評価申告の NACCS 個別業務化について」【資料 7】
（業務部 足立 首席関税評価官）

4. 事務局からの連絡事項等

次回第 790 回通関協議会は、10 月 14 日（火）11:00 の開催を予定しています。
場所は未定です。決定次第、幹事店社を通じてお知らせいたします。

輸入申告項目の追加について

越境電子商取引の拡大に伴い、通販貨物等の輸入が増加している状況において、不正薬物や知的財産侵害物品等の密輸が多数摘発されているほか、不当に低い価格で輸入申告することで関税等をほ脱するという脱税事案が顕在化しています。

そのような背景を踏まえ、通販貨物を含めた全ての輸入貨物について、引き続き円滑な輸入を確保し、水際取締りの実効性の確保及び適正な課税を実現するため、輸入申告項目として以下の①～③の項目が追加されます。（令和7年10月12日施行予定）

① 輸入許可後の貨物の「運送先の所在地・名称」

○ 「運送先」は、輸入申告時点の貨物の運送契約に基づく、輸入許可後の国内運送先です。一の貨物について経由地を含めて2以上の運送先がある場合には最後の運送先を申告してください【例1】。

※ NACCS申告において、1申告中の複数の貨物について異なる運送先がある場合は、主たる貨物の運送先1か所を入力するとともに、運送先の一覧を所定の様式にてMSX添付してください【例2】。（簡易審査扱い（区分1）の場合も添付）

【例1】 貨物100個について倉庫Aを経由して倉庫Bに運送 → 倉庫Bを申告

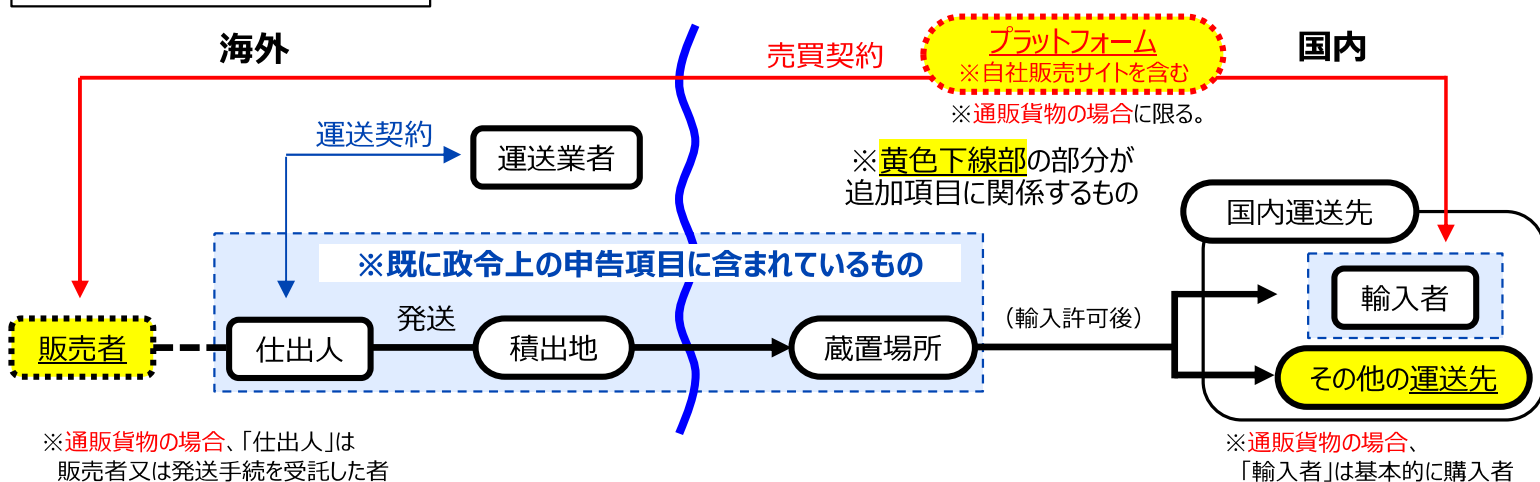
【例2】 貨物100個のうち、60個を倉庫C、30個を倉庫D、10個を倉庫Eに運送

→ 倉庫Cを入力し、倉庫D・Eの一覧をMSX添付（倉庫Cを一覧に含めても可）

○ 「運送先」が「輸入者の住所」と同じ場合は、運送先の所在地・名称欄への記載は不要です。

○ 通販貨物に限らず、全ての輸入貨物について、(イ)運送先の所在地と、(ロ)運送先の名称（その運送契約により運送先において貨物の引渡しを受ける者が定められている場合にはその者の氏名又は名称）を申告する必要があります。

申告項目のイメージ



【関係法令：輸入申告項目（施行後）】 関税法施行令第59条、関税法施行規則第7条の6



「適正かつ公平な関税等の徴収」、「安全・安心な社会の実現」、「貿易の円滑化」

税関HP: <https://www.customs.go.jp>



② 「通販貨物に該当するか否か」

- 「通販貨物」とは、インターネット等を通じて通信販売により購入された後、販売者等により外国から日本国内に宛てて発送された貨物のことをいいます。
- 購入者は個人に限らず、法人が購入する場合も「通販貨物」になります。
- 申告においては、(1)通販貨物／(2)FS利用貨物／(3)その他の貨物のいずれかを選択して申告してください。



【FS（フルフィルメントサービス）利用貨物とは】

ECプラットフォーム運営事業者等が提供するフルフィルメントサービス（購入者の注文受付から配送完了までの一連の業務全般（受注、在庫管理、梱包、発送、受渡し、代金回収等）を請け負うサービス）を利用して国内で販売することを予定して輸入しようとする貨物のこと。

FS利用貨物は、通販貨物と異なり、販売者と購入者の間の売買契約が成立する前に輸入されます。

③ 通販貨物に該当する場合、「プラットフォームの名称等」

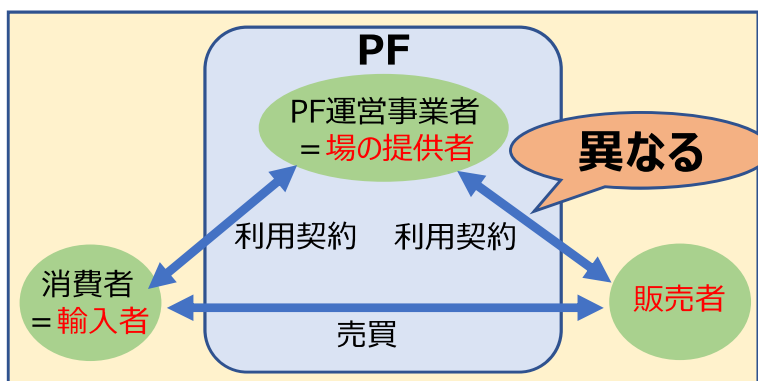
- 「プラットフォーム」(PF)には、(a)出品・出店型PFのほか、(b)自社販売サイトも含まれます（下図参照）。

※(a)出品・出店型PF：PF運営事業者以外の者である販売者が利用する場（いわゆる通信販売PF）。出品型（マーケットプレイス型）か出店型（モール・テナント型）かを問いません。

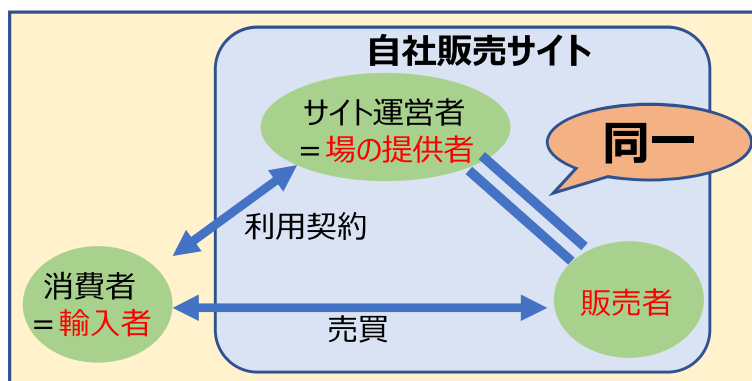
※(b)自社販売サイト：サイト運営者と販売者が同一である場。自社のHPで販売する場合等。

- 輸入貨物を購入したPFが、
 - ・(a)出品・出店型PFであることが明らかな場合
 - その「PFの名称等」を申告してください。
 - ・(b)自社販売サイトであることが明らかな場合や、
 - ・(a)なのか(b)なのかが明らかなでない場合
 - その「PFの名称等」のほか、「PFの運営事業者の氏名又は名称」、「貨物の販売者の氏名又は名称」による申告も可能です。

(a)出品・出店型PF



(b)自社販売サイト



※ (a)でも、場の提供者が自ら販売することがあります（(b)との違いは、場の提供者以外の販売者も場を利用すること）



これらの制度改革に係る情報及びお問い合わせ先は、税関HPへ掲載（右記二次元コード）しておりますのでご参照ください。



通販貨物等識別、プラットフォーム等コードについて

○プラットフォーム等コードの入力項目の概略

令和7年（2025年）10月12日（日）以後に行われる税関への輸入申告においては、その申告項目として「通販貨物に該当するか否か」、通販貨物に該当する場合は「プラットフォームの名称等」が追加されます。

「通販貨物等識別」欄	輸入申告の際に、輸入しようとする貨物が①通販貨物、②FS（フルフィルメントサービス）利用貨物、③その他の貨物のいずれに該当するかを選択して申告していただくことになります。 【※FS（フルフィルメントサービス）利用貨物とは】 ECプラットフォーム運営事業者等が提供するフルフィルメントサービス（購入者の注文受付から配送完了までの一連の業務全般（受注、在庫管理、梱包、発送、受渡し、代金回収等）を請け負うサービス）を利用して国内で販売することを予定して輸入しようとする貨物のことをいいます。FS利用貨物は、通販貨物と異なり、販売者と購入者の間の売買契約が成立する前に輸入されます。
「プラットフォーム等コード」欄	NACCSによる輸入申告においては、①通販貨物、②FS（フルフィルメントサービス）利用貨物、③その他の貨物のいずれに該当するかに応じて、次のとおりプラットフォーム等コードを入力していただくこととなります。プラットフォーム等コード（バスケットコードを除く。）を入力した場合は、「プラットフォーム名等」欄を入力する必要はありません（NACCSにより自動補完）。 ・①通販貨物の場合、通信販売において利用されたプラットフォーム等のコードを必須入力 ・②FS利用貨物の場合、国内でFS利用貨物を販売するために利用予定のプラットフォーム等のコードを任意入力 ・③その他の貨物の場合、「プラットフォーム等コード」欄は入力不可
「プラットフォーム名等」欄	基本的に、プラットフォーム等コードを入力することにより自動補完されます（入力不可）。「プラットフォーム等コード」欄にバスケットコード「ZZZZZZ」等を入力した場合は、「プラットフォーム名等」欄は必須入力項目となります。 ※1～3桁目は申告時に把握可能な範囲で入力。例えば、「PCNZZZ」のように4～6桁目がZZZならバスケットコードと判定。また、1桁目が不明な場合は、例えば「ZCNZZZ」と入力。 プラットフォーム等コードの番号体系については後述。

○プラットフォーム等コードについて

プラットフォーム等コードの番号体系については以下のとおりです。

1桁目	2・3桁目	4～6桁目	例
出品・出店型プラットフォームの場合・・・「P」	出品・出店型プラットフォーム又は自社通信販売サイトに表示される名称・呼称の国コード ※不明な場合は「ZZ」	連番3文字	Amazonの場合 ・・・「PUS001」
自社通信販売サイトの場合 ・・・「J」			IHERBの場合 ・・・「JUS001」

※ 同一グループのプラットフォーム（例：Amazon.comとAmazon.co.uk）は区分せず、同一コードとする。

※ コードが不足した場合には、1桁目を出品・出店型プラットフォームの場合「Q」、自社通信販売サイトの場合「K」にする、4～6桁目にアルファベットも使用する等により対応予定。

※ 一定期間を超えて利用実績がない場合は、そのコードを削除予定。

○プラットフォーム等コード（暫定版）と追加希望について

現時点におけるプラットフォーム等コードの暫定版については、[暫定版プラットフォームコード一覧\[XLSX：24KB\]](#) をご覧ください。

なお、コードの追加を希望する場合には、コードの設定を希望する（申告する予定のある）出品・出店型

プラットフォームや自社通信販売サイトに関し、次の項目に関する情報について、当面の間、

財務省関税局PF等コード担当（メールアドレス：pfcode●mof.go.jp）宛てに、送付してください。

メールのタイトルは、冒頭に「【PF申請】」と付けてください。

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの一部を置換しています。メールを送信する際は、「●」を

「@」に置換してください。

※今後、コードの追加申請用のページを開設する予定です。

項目	申請例
①申請者	関税 株式会社
②法人であれば法人番号	123456789000000000
③申請者連絡先（電話番号又はメールアドレス）	03-3581-4011 (担当 ○○)
④出品・出店型プラットフォームか、自社販売サイトか	出品・出店型プラットフォーム
⑤プラットフォーム等名	Kanzei.com
⑥プラットフォーム等URL	https://www.customs.go.jp/kyotsu/map/index.htm
⑦国（LOコード）	US
①～③の項目は、コードの追加申請をされる申請者自身について、 ・①氏名又は名称 ・②法人であれば法人番号 ・③申請者（法人であれば担当者）の連絡先（電話番号又はメールアドレス）を記載してください。 ④～⑦の項目は、コードの追加を希望されるプラットフォーム等について、 ・④「出品・出店型プラットフォーム」か「自社販売サイト」のいずれかを記載してください。不明な場合は空欄で構いません。 ・⑤プラットフォーム等の名称を記載してください（仕出人名等では登録できません。）。 ・⑥特定商取引に関する法律第11条（通信販売についての公告）の規定に基づく表示がされているページのURLを記載してください。 ・⑦上記⑥のページにおいて表示される、事業者・販売業者等が所在する国のLOコードを記載してください。不明な場合は空欄で構いません。 LOコード（共通の29）https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/code/ ※ コードの割振りは申請受付側で行います。	

ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

財務省関税局業務課通関係 TEL：03-3581-4111 内線2527, 5973

欧州連合協定及び日英協定に基づくホエイに係るセーフガードの発動について

NACCS 掲示板からの転載 (公開日 2025 年 8 月 29 日)

【利用者の皆様へ】

関税暫定措置法第7条の8第1項の規定に基づき、令和7年9月1日（月）から令和8年3月31日（火）までの間、欧州連合協定及び日英協定税率適用のホエイ（関税暫定措置法施行令別表第1の42の項及び56の項に該当するもの）に対するセーフガードが発動されます。

発動期間内における当該物品の輸入申告につきましては、「5-1. NACCS 用品目コード（輸入）」中、「暫定法第7条の8発動時」のものが適用となりますので、十分ご注意願います。

※暫定法第7条の8発動時のNACCS用品目コードについては令和7年9月1日（月）から使用可能となります。

※本セーフガード発動に係る対象品目の詳細につきましては、こちらをご覧ください。

また、本セーフガード発動期間中に蔵入承認を受け、同期間終了後に欧州連合協定又は日英協定税率を適用して蔵出輸入申告を行う貨物については、NACCS 用品目コードは「その他のもの」を使用して、蔵入承認申請及び蔵出輸入申告の両手続を行ってください。

ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

5-1. NACCS用品目コード（輸入）セーフガード発動対象品目

統計品目番号	品目コード9桁	NACCS 用品目 コード	備考
040410126†	040410126	1	その他のもの（通常時）
	040410008	2	その他のもの（暫定法第7条の3発動時）
	040410009	3	CPTPP協定、EU協定、米国協定及び英国協定上の原産品で、砂糖を加えたもの（通常時）
	040410899	4	CPTPP協定、EU協定、米国協定及び英国協定上の原産品で、砂糖を加えたもの（暫定法第7条の3発動時）
	040410861	1	EU協定及び英国協定に基づく従価・従量併用税が適用されるもの（暫定法第7条の8発動時）
040410136†	040410136	4	その他のもの
	040410891	3	暫定法第7条の3発動時のもの
	040410859	6	EU協定及び英国協定に基づく従価・従量併用税が適用されるもの（暫定法第7条の8発動時）
040410146†	040410146	0	その他のもの
	040410885	4	暫定法第7条の3発動時のもの
	040410858	5	EU協定及び英国協定に基づく従価・従量併用税が適用されるもの（暫定法第7条の8発動時）
040410166†	040410166	6	その他のもの（通常時）
	040410881	0	その他のもの（暫定法第7条の3発動時）
	040410879	5	CPTPP協定、EU協定、米国協定及び英国協定上の原産品で、砂糖を加えたもの（通常時）
	040410878	4	CPTPP協定、EU協定、米国協定及び英国協定上の原産品で、砂糖を加えたもの（暫定法第7条の3発動時）
	040410857	4	EU協定及び英国協定に基づく従価・従量併用税が適用されるもの（暫定法第7条の8発動時）
040410176†	040410176	2	その他のもの
	040410871	4	暫定法第7条の3発動時のもの
	040410856	3	EU協定及び英国協定に基づく従価・従量併用税が適用されるもの（暫定法第7条の8発動時）
040410186†	040410186	5	その他のもの
	040410866	6	暫定法第7条の3発動時のもの
	040410855	2	EU協定及び英国協定に基づく従価・従量併用税が適用されるもの（暫定法第7条の8発動時）

中国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する不当廉売関税の課税期間満了について

税関ホームページからの転載 （2025 年 9 月 3 日付）

中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートにつきましては、「トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する不当廉売関税に関する政令（令和2年政令第208号）」により、令和2年9月17日から不当廉売関税を課税しているところですが、本課税期間は令和7年9月16日をもって満了します。

対象品目	関税率表第 2919.90 号に掲げる物品のうちトリス（クロロプロピル）ホスフェート
税率	・ 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするもの 37.2%
課税期間	令和2年9月17日～令和7年9月16日
根拠政令	トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する不当廉売関税に関する政令
備考	上記の関税は、通常の税率（実行関税率表に掲載された税率）による関税のほかに追加的に課されるものです。

令和7年9月
横浜税関

関係者各位

公表のお知らせ

令和7年上半期（1月～6月）の横浜税関における偽ブランド品など知的財産侵害物品の差止状況を公表しましたのでお知らせします。

健康被害のおそれのある偽医薬品・化粧品の輸入差止が継続しているほか、安全を脅かす危険性のある偽造バッテリーや電動ドライバーなど電気製品の輸入差止が急増しています。

医薬品（商標権）	充電器（意匠権）	バッテリー（商標権）
		
※健康や安全を脅かす危険性のある侵害物品の例（公表資料から抜粋）		

特に、粗悪な偽造バッテリーは、品質や安全性が保証されておらず、使用した場合、発火・破裂等を伴う事故につながる可能性があり大変危険です。

輸出入申告の際は、商品の画像や絵型等の参考資料を添付していただくなど、知的財産侵害物品の水際取締りにご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

公表資料は税関ホームページに掲載しておりますので、是非ご覧ください。

[https://www.customs.go.jp/yokohama/news/chizai_sashitome\(yokohama\)_R7kamiki.pdf](https://www.customs.go.jp/yokohama/news/chizai_sashitome(yokohama)_R7kamiki.pdf)



【問い合わせ先】

業務部知的財産調査官

☎ 045(212)6116

通関業者、輸入者の皆さま

包括評価申告は現状「汎用申請（HYS）」業務又は書面で提出されていますが、令和7年10月12日からの第7次NACCS更改において、**包括評価申告に係る個別業務（「包括評価申告（HOC）」業務）が新設され**、当該個別業務を利用した申告が可能になります。

これに伴い、汎用申請業務を利用した包括評価申告の提出は、**令和8年3月31日まで**となります（＝4月1日以後は汎用申請による提出はできなくなります）。

皆さまにおかれましては、お早目にNACCS個別業務による申告にご移行いただきますよう、ご準備の程よろしくお願いいたします。

※NACCS更改については、[NACCS掲示板](#)「第7次NACCSに関する情報」をご確認ください。

「包括評価申告（HOC）」業務で申告した場合、税関が審査終了するとNACCSに即時反映されますので、輸入申告においてすぐに利用することができるようになる、などの利便性があります。詳しくは以下をご覧ください：

「包括評価申告」業務の新設及びAEO事業者向けの手続きの簡素化
<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/prshiryo.pdf>



NACCSに「包括評価申告」業務が新設

「包括評価申告」業務について

令和7年10月12日、NACCSに「包括評価申告」業務^{※1}が新設され、当該業務を利用した包括申告ができることとなり、これに伴い「汎用申請」業務を利用した包括申告については、令和8年4月1日に「包括評価申告」業務へ完全移行することとなります。^{※2}

※1 [NACCS 掲示板「第7次 NACCS 詳細仕様説明会資料」](#)

※2 特に、「汎用申請（HYS）」業務を利用して継続的に変更届を提出されている場合は、変更に係る手続きが従来に比べて簡素化されると想定されることから、お早めに「包括評価申告（HOC）」業務へ切り替えることをお勧めいたします。

「包括評価申告」業務の利便性

1. 「包括評価申告事項登録（HOA）」業務、「包括評価申告（HOC）」業務を行った情報は、「包括評価申告呼出し（HOB）」業務により NACCS 上で呼出すことができますので、以後の新規申告や変更届の際に引用して申告等することができます。当該機能を利用することで、これまでのように、新規申告や変更届の都度、包括評価申告書を作成する必要がなくなります。
2. 「包括評価申告（HOC）」業務を行った後、税関が審査終了するまでの間は、NACCS 上で申告内容の訂正ができるようになります。
3. 「包括評価申告（HOC）」業務で申告された内容については、税関が審査終了すると NACCS に即時反映されますので、輸入申告においてすぐに利用できるようになります。
4. 「包括評価申告（HOC）」業務で申告を行った情報は、「包括評価申告照会（IHO）」業務により NACCS 上で確認できるようになります。（適用期間終了後7年間）
5. 包括評価申告受理番号は、「包括評価申告事項登録（HOA）」を行った際に NACCS により払い出されますので、「包括評価申告（HOC）」業務や、税関による審査終了を待つことなくその番号を把握できるようになります。
6. 申告内容の事前確認を希望する方は、「汎用申請」業務や書面により包括申告を行う際に、場合によっては「添付ファイル登録（MSB）」業務や電子メールにより添付書類を税関へ送付し、税関での事前確認を受け、確認後改めて「汎用申請」業務や書面により申告する場合もありましたが、「包括評価申告（HOC）」業務で申告する場合は、税関での事前確認（添付書類の送付を含む）についても「包括評価申告（HOC）」業務で完結できるようになります。

AEO 輸入者又は AEO 通関業者に対する手続の簡素化 （関税法基本通達 7-10-2、7-13（2））^{※3}

包括申告において提出される、課税価格の計算の基礎を明らかにする関係書類等の添付書類について、AEO 輸入者又は AEO 通関業者が「包括評価申告」業務を利用して申告する場合で、適用期間中の包括申告の添付書類から、全ての添付書類の内容について変更がないときは、新規申告や変更届において価格表等添付書類の提出を省略（自主管理）することを可能とします。^{※4}

添付書類に変更があるか否かについては、AEO 事業者が確認の上、包括申告を行うことになります。添付書類に変更がないときであって、書類の添付を省略して新規申告や変更届を行う際、必ずしも税関に事前に相談する必要はありません。

なお、当該簡素化が適用できるのは、適用期間中の包括申告に係る添付書類の内容から変更がない場合であることから、従来の新規の包括申告と比較して、審査終了までに要する時間が短縮される場合があります。

※3 関税法基本通達 7-10-2、7-13（2）については[税関 HP](#)に掲載。

※4 [「NACCS における「包括評価申告」業務の新設及び AEO 事業者向けの簡素化について」](#)及び[「包括申告の添付書類に係る簡素化に関する質問及び回答」](#)については税関 HP に掲載。